

改正

平成20年7月7日議会規則第1号

平成25年8月30日議会規則第1号

令和元年5月15日議会規則第1号

綾部市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、綾部市議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票に記入しなければならない。ただし、報道関係者及び綾部市職員で議長があらかじめ許可したものについては、この限りでない。

(傍聴人の数の制限)

第4条 議長は、管理上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持つている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持つている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、議長が適当でないとした者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛にし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食（水又は茶の飲用を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年7月7日議会規則第1号)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日議会規則第1号)

この規則は、平成25年9月3日から施行する。

附 則 (令和元年5月15日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。